

令和6年9月20日

千代田町長 高橋純一 様

千代田町学校のあり方検討委員会
委員長 田島 育子

千代田町立小中学校の再編整備方針について（答申書）

小中一貫校も視野に入れた中学校の建て替えに関する千代田町学校のあり方検討委員会としての見解を答申書として取りまとめました。つきましては、今後貴町が計画を進めるに当たっては、答申書の内容にご留意いただき、永く町民から親しまれるとともに、児童生徒が誇れる小中学校の再編整備となることを祈念します。

記

1 小中学校の再編整備方針

- (1) 既存3校の小中学校の校舎は、築後45年から57年経過しており、老朽化が顕著に見受けられることから、児童生徒の安全安心と地域の避難所としての機能を確保するため、学校施設再編整備が求められる。
- (2) 長寿命化改修工事または建替え等の対策が必須である。
- (3) 少子高齢化の影響で、東小学校は各学年単学級であり、西小学校も5～6年後には単学級が生じる可能性がある。小中学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする（学校教育法施行規則第四十一条及び第七十九条）と示されていることから、多様な考え方を持つ児童が出会い、その中で社会性や協調性を培い、お互いに学びふれあいながら人間形成を行うことが重要であるため、将来にわたりクラス替えが可能な規模が望まれる。

2 小中学校の再編整備条件

- (1) 工事期間中の児童生徒の安全確保、学習環境の維持を最優先とする。
- (2) 費用負担低減の観点から、工事完了までは可能な限り既存の校舎を利用することで、仮設校舎の設置をせずに実施可能な整備計画とする。
- (3) 児童生徒が十分に活動できる広さを持つ敷地であることに重点を置いて敷地選定を行うが、通学路や通学距離への影響が最低限となるよう配慮した計画とする。
- (4) (1)から(3)を実現できることを条件として、建替え工事を前提とし、費用対効果の高い整備計画とする。

3 小中学校の再編整備手法

上記方針及び条件から、再編整備手法に当たっては、敷地にゆとりがあり、町の中心に位置する現千代田中学校ほか、児童生徒への影響が少なく、施設適正規模化が図れ、仮設校舎等が不要となる小中一貫校として整備することを答申します。

なお、以下のことに留意願います。

- (1) 学校の規模は、児童生徒の使いやすさ、教職員の働きやすさに配慮すること。
- (2) 小中一貫校化に当たり、小学校6年間、中学校3年間の9年間を地域ぐるみで支える仕組みづくりを検討し、住民の合意形成を図ること。
- (3) 整備に当たり、教職員や保護者をはじめとする住民の参加を促し、ソフト・ハード両面にわたり意見を反映すること。
- (4) 東西小学校は統合し、中学校と小学校は同一敷地内に設置することとするが、別棟で計画する等、それぞれのカリキュラムの違いを考慮した配置計画を工夫すること。
- (5) 未利用となる学校施設やその敷地については、町の発展につながるように有効活用を図ること。

以上